

平成 30 年 8 月 23 日

みなと観光バス「運輸安全マネジメントへの取り組み」

みなと観光バスは、経営理念を念頭に、「安全管理規定」に基づいた取組を以下の通り行います。

< みなと観光バス 安全方針 >

スローガン “安全は全てにおいて優先する”

- ①輸送の安全の確保は事業経営の根幹であり、社会的インフラを担うものの使命であることを認識し、関係法令ならびに規則を遵守した業務の遂行にあたります。
- ②輸送の安全に関するPDCAサイクルを確実に実施するとともに、安全対策を見直し、さらなる安全性の向上に努めます。その為には月に一回の「安全衛生会議兼全体ミーティング」にて社員全員で意見を出し合い、全員経営を実現します。
- ③「安全と安心」を追求し、お客さまにご満足いただけるように努めます。

みなとタクシー株式会社 代表取締役 古野 ミワ子

みなと観光バス安全統括管理者 整備管理者 片山 務

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。

2. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。

- ①全社員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守致します。
- ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有致します。
- ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。
- ⑥当社は、関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成 29 年度の目標 有責事故件数 0 件、加害事故件数 0 件、車内事故件数 0 件

平成 29 年度の目標達成状況 有責事故件数 0 件、加害事故件数 0 件、車内事故件数 0 件

(目標達成)

平成 30 年度目標 有責事故件数 0 件、加害事故件数 0 件、車内事故件数 0 件を目標に掲げ、事故防止対策に取り組んでおります。

4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故

(1) 目標の達成状況 (平成 29 年度／平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

(目標) 0 件

(実績) 0 件

(2) 本年度の目標 (平成 30 年度／平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)

(目標) 0 件

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制

【組織図】

「みなと観光バス」運輸の安全に関する組織体制及び指示命令系統

会長（運行管理者）



社長取締役（本社運行管理代務者）



みなとタクシー部長（本社運行管理者）



整備管理者（安全統括管理者）



観光バス班長（宗像大社営業所運行管理者）



観光バス運転士（宗像大社営業所）

【事故・事件発生時の流れ】

運転手（当事者）は役職者（役員もしくは部長もしくは班長）に電話連絡



役職者は当事者に指示あるいは現場に急行、対処



役員（会長・社長）部長・整備管理者（安全統括管理者）は全員で情報共有、適切な対応を協議遂行

監督省庁への報告と主要顧客への連絡・対応



全社員への通知と対策

6. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成すべく、次のとおり輸送の安全に関する計画を策定し実施致します。

（1）事故防止諸活動

①事故防止運動

4月「春の全国交通安全運動」

7月「夏の交通安全運動」

9月「秋の全国交通安全運動」

12月「年末年始輸送安全総点検」等、

全社的な事故防止運動を定期的（通常年4回）に実施致します。

②無事故表彰

一定期間継続して無事故で且つ乗務成績が特に優秀で他の模範となる乗務員に対して、表彰状、賞金、徽章他の贈呈を行う無事故表彰式を実施致します。

（2）乗務員研修・教育計画及び実施状況

安全目標達成と持続的成長が可能な人材を育成するための、教育及び研修について年間計画は以下の通りです。

【運転者の教育計画】

バス部門で集合研修を行い「安全とサービス」を追求します。

《年間》

第1 回集合研修 2018年4月24～25日の二日間

社員新人研修会（運行管理者・整備管理者の話N A S V A 教材活用）

第2 回集合研修 2018年7月24～25日の二日間

事故防止対策（講師 西日本自動車共済協同組合 小野 様）

第3 回集合研修 2018年11月23～24日の二日間

事故事例の検証と休憩時間の適切な取り方について

第4 回集合研修 2019年1月22～23日の二日間

安全活動の反省点整理と次期計画について

《随時》

新人研修・・・入社後一週間横乗り及びN A S V A 適正診断結果及び健康診断結果に基づくカウンセリング実施

《毎月》

安全衛生推進会議を兼ねた安全対策会議

①安全講習会

全運転士を対象に関連法規、規則、安全運転遂行、事故防止啓蒙、健康維持管理等を目的とした教育研修を定期的（通常年2回）に実施致します。

※本年7月に点検研修、12月チェーン掛け研修実施

②社内研修

新任運転士に対する横乗り研修をはじめ、安全・サービスの研修を実施致します。

③外部研修

N A S V A 等が主催する外部研修へ積極的且つ計画的に受講させます。

④適正診断

乗務員に対し、計画的に適正診断を受診させ、その結果に基づき管理者は個別に指導・助言を行います。

(3) 管理者教育

①運行管理者、整備管理者並びにその補助者に運輸規則等に定められた研修を計画的に受講させます。

②管理職、指導運転職の意識向上を図るため、事故対策機構等が主催する運輸安全マネジメントに関する講習会等へ積極的に参加させます。

(4) 飲酒運転の撲滅対策

①始業、終業点呼時のアルコール検知器による検査を確実に実施すると共に、宿泊先等での出先非対面点呼時には、電話点呼をします。モバイル型のアルコール検知器を使用して、測定データをS Dカードに記録、ドラレコソフトに吹いている画像を録画しています。なお、宿泊業務中の飲酒は運転手に禁止しております。

②全社員が「飲酒運転撲滅」に関する意識の共有を図るため、「飲酒運転撲滅研修」をN A S V A の講義をヒントに開発した研修（平成 23 年宗像市安全協会・優秀賞受賞）を乗務員は必ず受講します。

(5) 車両の点検整備・更新計画

①車両点検・整備

自社整備工場において、法定点検項目の他に独自項目を定め、安心と安全の向上に努めます。当社で対応できない点検は外注します。

②車両更新計画

更新する計画はありません。（新車を平成 29 年に購入）

(6) 安全衛生会議の開催

統括安全管理者を座長とし、みなと観光バス社員が集結、ミーティングをします。輸送の安全の確保に関しての情報伝達及び共有を図ると共に、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善を確実に実施致します。

(7) ドライブレコーダー・デジタルタコメーターの活用

全車両にドライブレコーダー及びデジタルタコメーターを搭載し運転士の安全教育指導等に活用しています。

(8) その他

①ヒヤリハット報告

実際に現場で起きたヒヤリハット体験を乗務員から管理者は聞いて、安全教育及び事故防止運動に活用致します。

②運転記録証明書

自動車安全運転センターから「運転記録証明書」を取り寄せ、勤務外での法令違反等を確認すると共に、安全教育等に活用致します。

7. 輸送の安全に関する予算等の投資

輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的且つ効率的に行います。

新型ドラレコ全車投入、脚立、法定備品のチェック

8. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 平成31年2月実施予定

9. 安全総括管理者及び安全管理規程

(1) 安全統括管理者

整備管理者 片山 務

(2) 安全管理規程

作成の上、WEBにて公表

※みなとタクシーHPにて掲載 ([みなと観光バス「安全管理規定」](#))

以上